◎調達機関番号　598　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　84
⑵　購入等件名及び数量　「共済業務に係るデータエントリー（オンライン）業務」　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　平成23年８月１日から平成26年７月31日まで
⑸　履行場所　仕様書による。
⑹　入札方法　入札金額は、請負金額の総額を記載すること。なお､落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする｡)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領※（以下「要領」という｡)第２条及び第３条の規定に該当する者ではないこと。
※要領については機構ＨＰの（http://www.smrj.go.jp/kikou/disclo/zuiikeiyaku/016003.html）を参照。
⑵　中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第２条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。
⑶　中小企業基盤整備機構平成23・24・25年度競争参加資格審査において､「役務の提供等」のいずれかに登録された者で、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
※新たに入札参加資格を得ようとする者は、平成23年６月13日（月）17時00分までに３⑵の場所に必要な書類を添えて競争参加資格の申請を行うこと。
※申請方法、申請書類等は、当機構の「平成23年・24年・25年度競争参加資格審査提出要領(物品製造等)(以下「入札・契約情報／資格審査」「要領」という｡)」に基づき作成すること。なお、要領、申請方法、申請書類等については、当機構ＨＰの（http://www.smrj.go.jp/utility/bid/shikaku/index.html）を参照。
⑷　その他事項については、入札説明書を参照のこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札説明書等の交付期間、交付場所及び方法
①　交付期間　平成23年５月19日（木）から平成23年６月27日（月）まで
②　交付場所及び方法　中小企業基盤整備機構ホームページ　http://www.smrj.go.jp/utility/bid/index.html　から入札説明書、入札心得その他必要様式をダウンロードする。仕様書は、入札説明会にて配布する。入札説明会に出席できない者は、返信用の切手（390円）を貼付した封筒（角０相当）を同封の上、請求すること。なお、仕様書は入札終了後、返却のこと。
⑵　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先　〒105―8453 東京都港区虎ノ門３－５－１　虎ノ門37森ビル　独立行政法人中小企業基盤整備機構　調達・管理グループ　近藤陽奈江　電話03―5470―1507　ＦＡＸ03―5470―1512
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成23年５月30日（月）14時00分　中小企業基盤整備機構　２階　２Ｉ会議室　入札説明会に参加を希望する者は、平成23年５月27日（金）17時00分までに上記３⑵の場所にＦＡＸ（会社名及び出席者明記のうえ（形式自由))により申請すること。
⑷　初度入札書等の提出期間　平成23年６月30日（木）～平成23年７月６日（水）17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成23年７月７日（木）14時00分　中小企業基盤整備機構　２階　２Ｌ会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札書及びその他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　企画（技術）評価と価格による評価の合計得点が最も高い者を落札者とする。いわゆる総合評価落札方式。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Mitsuo Akutsu, chief of Procurement and Property Management Division, Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN.
⑵　Classification of services to be procured : 84.
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Data entry (online) duties to affect mutual aid duties. 1 set.
⑷　Fulfillment period : From 1 August 2011 through 31 July 2014.
⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 2 and 3 of the Detailed Regulations for the Application of Accounting Regulations by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN.
②　Not come under the category of anti-social forces defined by Article 2 of the Regulations for Corresponding to Anti-Social Forces by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN (Regulation 22, Item 37) .
③　Are registered for the category of “rendering services, etc.” and also graded A or B in the qualification examination for participating in tenders in FY2011, 2012 and 2013.
④　Regarding other matters, see the bid instruction manual.
⑺　Reception period of first time tender form : From 30 June 2011 through 5 : 00 PM 6 July 2011.
⑻　Contact Point for the notice : Hinae Kondo Procurement and Property Management Department, Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN Toranomon No.37 Mori Building, 3―5―1, Toranomon, Minato-Ku Tokyo 105―8453, Japan. TEL 03―5470―1507

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年５月19日
契約責任者
郵便事業株式会社　山鼻支店長
亀田谷勝彦
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　01
1　調達内容　⑴品目分類番号　26　⑵競争に付する事項　郵便事業株式会社山鼻支店で使用する電気　1,166,071kWh（予定）　⑶調達案件の仕様等　入札説明書による　⑷履行期間　平成23年８月１日から平成24年７月31日まで　⑸履行場所　郵便事業株式会社山鼻支店　⑹入札・開札の日時及び場所　平成23年７月５日午後２時00分　郵便事業株式会社山鼻支店３階研修室
2　取引先資格　⑴下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。㋐　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者　㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者　㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者　㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者　㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　㋕　その他、会社に損害を与えた者。ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続